



平成27年 5月12日

各 位

会 社 名 パラマウントベッドホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 恭介
(コード番号 : 7817 東証第一部)
問合せ先 執行役員総務部長 北原 義春
(TEL 03-3648-1100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年 5月12日開催の取締役会において、平成27年 6月26日開催予定の第33回定時株主総会に下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」において、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第26条（取締役の責任免除）及び第35条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第26条の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」において、補欠監査役の予選に関する規定の項数が変更されておりますので、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第26条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。	第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第26条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であることを除く。）</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会

<p>(任期)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(任期)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成27年6月26日(金曜日)
平成27年6月26日(金曜日)

以上